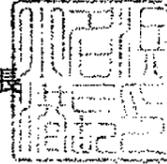


港長公示第1号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を制限したから、同条第2項の規定により公示する。なお、港長公示第1号（昭和42年1月10日）及び港長公示第2号（昭和48年10月23日）は廃止する。

昭和49年5月11日

小 名 浜 港 長



引火性危険物積載タンカー（タンク船を含む。以下同じ。）への接近、接舷の制限について

引火による船舶の事故を防止するため、引火性危険物積載タンカーの付近における船舶の航泊を下記のとおり制限する。

記

- 1 期 間 昭和49年5月30日から当分の間。
- 2 区 域 港内に停泊中の引火性危険物積載タンカーから30メートル以内の水面。
- 3 制限事項 船舶は、港内に引火性危険物積載タンカーが停泊している間、上記区域に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる船舶を除く。
 - (1) 港長が当該タンカーへの接舷を認め、本制限を解除した船舶。
 - (2) 次の条件を満足する給油船、交通船、曳船等当該タンカーの運航に係のある船舶及び官公庁用船舶であって、当該タンカーの荷役中以外の時に接舷する船舶。
 - イ 甲板上又は船内の開放された場所において、喫煙、暖房、ほう炊、その他の火気を使用しておらず、あるいは火花を発生おそれのある修理又は作業を行っていないこと。

ロ 煙突に火花の吐出を防止するに十分な装置を施していること。

ハ 焼玉機関を使用していないこと。

4 標 識

引火性危険物積載タンカーは港内停泊中、夜間においても容易に視認しうる「引火性危険物積載中」の垂れ幕等を掲げている。

5 備 考

引火性危険物積載タンカーに接舷中（接離舷時を含む。）の船舶は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 船体の接触による火花の発生を防止するに十分な防舷物を使用すること。
- (2) 係留索にワイヤーロープを使用する場合は、船体との接触による火花の発生を防止するに十分な措置を講ずること。
- (3) 港長が適当と認める場合のほか、喫煙、暖房、ほう炊、その他の火気を使用し、あるいは火花を発生おそれのある修理又は作業を行わないこと。
- (4) 接舷時間は必要最小限とすること。